ロ　当該内国法人の業務執行役員に係る法第三十四条第一項第三号イ⑵に規定する特殊の関係のある者（第三号ロ及び次項において「特殊関係者」という。）が当該報酬委員会の委員でないこと。

ハ　当該報酬委員会の委員である独立社外取締役の全員が当該決定に係る当該報酬委員会の決議に賛成していること。

第六十九条第十五項第三号中「外部の」を削り、「（その委員の過半数が当該内国法人の第九項各号に掲げる役員又は使用人となつたことがない者であるものに限る。）をいい、当該業務執行役員又は業務執行役員関連者がその委員となつているものを除く」を「をいう。以下この号において同じ」に改め、「決定」の下に「であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該報酬諮問委員会の委員の過半数が当該内国法人の独立社外取締役（当該内国法人の会社法第二条第十六号に規定する社外監査役（次項第二号イにおいて「社外監査役」という。）である独立職務執行者を含む。ハにおいて「独立社外取締役等」という。）であること。

ロ　当該内国法人の業務執行役員に係る特殊関係者が当該報酬諮問委員会の委員でないこと。

ハ　当該報酬諮問委員会の委員である独立社外取締役等の全員が当該諮問に対する当該報酬諮問委員会の意見に係る決議に賛成していること。

ニ　当該決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がハの決議に参加していないこと。

第六十九条第十五項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第三十四条第一項第三号イ⑵に規定する政令で定める者は、会社法第二条第十五号（定義）に規定する社外取締役である独立職務執行者とする。

第七十一条の二中「同条第十五項各号又は第十六項各号」を「同条第十六項各号又は第十七項各号」に、「と他の」を「と当該内国法人以外の」に、「当該他の」を「当該」に改める。

第七十八条の二の見出しを削り、第二編第一章第一節第二款第十一目の二中同条を第七十八条の三とし、同目を同款第十一目の三とし、同款第十一目の次に次の一目を加える。

第十一目の二　第二次納税義務に係る納付税額

第七十八条の二　法第三十九条第一項第三号（第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等）に規定する政令で定める国税又は地方税は、次に掲げるものとする。

一　地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。）

二　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十三条、第三十五条から第三十九条まで又は第四十一条第一項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付すべき地方税法第七十二条の七十七第二号（地方消費税に関する用語の意義）に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等（同法第七十二条の百第二項（貨物割の賦課徴収等）に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項（譲渡割の賦課徴収の特例等）に規定する譲渡割に係る延滞税及び加算税をいう。次項第二号において同じ。）並びにこれらの滞納処分費

2　法第三十九条第二項第三号に規定する政令で定める国税又は地方税は、次に掲げるものとする。

一　地方税法第十一条の三（清算人等の第二次納税義務）の規定の例により納付すべき地方税法事業税に係る徴収金

二　国税徴収法第三十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定の例により納付すべき特別法人第七十二条の七十七第二号に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等並びにこれらの滞納処分費

第八十三条の二中「第四十五条第一項第七号」を「第四十五条第一項第六号」に改める。

第百十一条の二第一項中「及び次項第一号」を削り、同条第二項第一号中「の間に」を削り、「の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係がある」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合における当該」に改め、同項第二号中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係がある」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合における当該」に改める。

第二編第一章第一節第二款第十三目の二の次に次の一目を加える。

第十三目の三　不正行為等に係る費用等

第百十一条の四　法第五十五条第三項第三号（不正行為等に係る費用等）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税に係る延滞金（地方税法第七十二条の四十五の二（法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金）の規定の例により徴収されるものを除く。）、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

二　地方税法第七十二条の百第二項（貨物割の賦課徴収等）に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項（譲渡割の賦課徴収の特例等）に規定する譲渡割に係る延滞税及び加算税

第二編第一章第一節第二款の二第一目の目名中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第百十八条の四の見出し中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第百十八条の五の見出し中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条中「の益金又は損金算入」を削る。

第百十八条の六の見出し中「短期売買商品の譲渡」を「短期売買商品等の譲渡」に改め、同条第一項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「手続」を「手続等」に改め、同条第一項中「短期売買商品の譲渡」を「短期売買商品等の譲渡」に改め、同項第一号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第二項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「受ける評価換え」の下に「若しくは第百十九条の三第二項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する民事再生等評価換え」を加え、「第百十九条の三第一項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）」を「同条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第四項中「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「当該取得をした日の属する事業年度前の事業年度においてその短期売買商品と種類等を同じくする短期売買商品につきこの項の規定による届出をすべき場合を除く」を「次の各号に掲げる場合を含む」に、「、同日」を「、その取得をした日（当該各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日。以下この項において「取得日等」という。）」に、「（同日」を「（当該取得日等」に、「記載事項」を「記載事項等」に、「、その短期売買商品」を「、その短期売買商品等」に、「短期売買商品につき、」を「短期売買商品等につき、」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその短期売買商品等と種類等を同じくする短期売買商品等につき本文の規定による届出をすべき場合及び内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する短期売買商品等（仮想通貨（法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する仮想通貨をいう。以下この目において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）の取得をした場合は、この限りでない。

一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する短期売買商品等が収益事業に属する短期売買商品等となつた場合　その収益事業に属する短期売買商品等となつた日

二　公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた時の直前において収益事業以外の事業に属する短期売買商品等を有していた場合　その該当することとなつた日